

香芝市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月13日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市規則第37号

香芝市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部を改正する規則

香芝市非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成18年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、同法第66条」を「又は同法第66条」に改め、「又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。